

令和2年2月6日

第2回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 2 号

令和2年 第2回 定例会

日時：令和2年2月6日（木）午後2時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	中 島 一 浩
	教 育 セ ン タ ー 所 長	矢 島 孝 幸
	真砂中央図書館長	内 藤 剛 一

「書記」	庶 務 係 長	渡 部 雅 弘
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

令和2年

第2回教育委員会定例会

令和2年2月6日（木）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 清水俊明委員

第1 議案の審議

第2号議案 「第1回文京未来映画祭」の後援名義の使用承認について（継続審議）

第9号議案 「大人のプログラミング体験会」の後援名義の使用承認について

第10号議案 「公開講座 文京区小学校教員向け「小学校プログラミング教育実技研修」
の後援名義の使用承認について

第11号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

第12号議案 文京区指定文化財の指定について

第13号議案 令和元年度学校保健・学校給食に関する表彰について

第2 報告事項

(1) 文京区教育委員会教育指針（案）について (資料第1号)

(2) 老朽校舎の改築について（小日向台町小学校等・千駄木小学校等） (資料第2号)

(3) 令和元年度文京区教育研究奨励受給者の決定について (資料第3号)

(4) 民間学童クラブ（都型学童クラブ）の開設について (資料第4号)

(5) 文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会中間のまとめ（案）について
(資料第5号)

第3 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:02)

○加藤教育長 それでは、第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、田嶋委員が欠席、そのほかの委員は全員出席いただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議案の審議

第2号議案 「第1回文京区未来映画祭」の後援名義の使用承認について（継続審議）

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は6件ございます。

初めに、第2号議案「第1回文京未来映画祭」の後援名義の使用承認について。この件につきましては、前回、第1回の定例会でお諮りしましたけれども、そのときにいろいろご質問いただきまして、その内容について、後日確認ということで継続審議になっております。

まずは、前回のご質問のあった点についての回答を事務局のほうからお願いいたします。

○教育総務課長 今、教育長がお話ししたとおりでございます。私ども、調べさせていただきました。まず、この団体は、代表者は同じ方でございますが、全くの別組織ということでございます。この前の団体の方は同じような活動を今も継続されており、別団体として今回、後援名義の申請がこの内容で出されたものでございます。

それでは、前の団体では主にどういった活動をしていたかということですが、やはり映画のことについてということでございます。特色、違う点といたしましては、自主制作映画をつくっている。大人の部とか学生の部、子どもの部というものがあって、子どもの部の自主制作映画につきましては、実際に子どもたちにカメラとか、そういった機材なども使用してもらって、自主制作映画をつくっているといった活動をしていたことがわかりましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○加藤教育長 前回、団体が同じかどうかということでしたけれども、これについては別の団体で、前の団体はそのまま事業を4回目以降も継続していくようです。内容については、今お話があったような自主映画制作ということです。この団体はそれとは別の活動をされるということですので、今回この内容で承認していただけるかどうかということについてご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

○坪井委員 そうしますと、過去3回実施してきた文京映画祭自体は、その別団体が自主制作映画を上映していたという意味ですか。

○教育総務課長 そうですね。自主制作映画とか、そういった実際にご自分たちでつくったものを発表したり、意見交換をしたりという活動を主にしていたということでございます。

○加藤教育長 備考のところには「過去3回実施してきた文京映画祭を引き継ぎ」と書いてありますけれども、そうではなくて、4回目は、過去やっていた団体がそのままやっていますよ、この団体は別で、今回から映画祭を行うという意味ですよ。

○教育総務課長 ここに記載してあるのが、先ほどご説明したとおり代表者の方が同じ方だったので、その方の思いとしては、自分の会みたいな形でこのように書かれたということですが、会自体としては別組織というところがございますので、今、教育長のほうが申し述べたとおりでございます。

○加藤教育長 この備考に「過去3回実施してきた映画祭を引き継ぎ」と、申請者が書いているので、坪井委員はそういう前提で多分ご認識だと思います。今確認していただいたところでは、今回出した団体は、過去3回の映画祭を実施してきた団体と、代表者は一緒ですけれども、全く別の団体です。この備考に、「3回実施してきた」とありますが、この申請としては1回目です。3回実施してきた団体は、4回目をまた別で申請をしてきます。それがまじって書かれちゃっているということです。

○坪井委員 この備考欄を修正していただいたらどうですか。

○教育総務課長 はい、そういうことですね。

○坪井委員 申請書の備考欄を修正できるわけですよ。そしたら今のような混乱はなくなるんですよ。

○加藤教育長 はい。今回初めてという形になりますから。

○清水委員 この代表の方は、前に所属していた団体からは完全に籍を外したということによろしいんですか。

○教育総務課長 今回出されている文京文化交流クラブの代表者の方は、前のときは文京映画交流クラブと言っておりますけれども、そこの会員というか、そういうことではないと聞いてございます。

○加藤教育長 前のところからはもう外れて、こちらで新しい会を開いたということですね。

○清水委員 わかりました。

○加藤教育長 ほかにいかがでしょうか。

そこの申請書の書き方でちょっと混乱したところがありますが、この目的のような映画祭を開くという内容になっておりますので、この件についてお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 では、そのようにさせていただきます。

第9号議案 「大人のプログラミング体験会」の後援名義の使用承認について

○加藤教育長 続きまして、第9号議案「大人のプログラミング体験会」の後援名義の使用承認について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第9号議案、「大人のプログラミング体験会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、株式会社コンサルティング・エムアンドエス **KPLAB** (ケーピーラボ)。

代表者は、森田緑でございます。

事業名は、「大人のプログラミング体験会」。

令和2年3月1日から令和3年3月30日までの間に13回の開催を予定しております。

実施場所は、大塚三丁目の**KPLAB** (ケーピーラボ) でございます。

本事業は、保護者がプログラミングを体験することで、プログラミング教育の必要性や子どもが身につけるべき力を理解することを目的とするものでございます。

対象は、未就学児及び小学生の保護者。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業計画書、3ページに予算書、4～7ページに役員名簿を含む履歴事項全部証明書、8ページに実績一覧、9ページにチラシの案がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 特に今回 NPO 法人とかいうわけではなく、株式会社の主催ということで、無料で保護者にとということですが、普通に啓発活動のつもりで株式会社が自分の事業費を使ってやっている

という理解でいいんでしょうか。

○教育総務課長 私どもも、そのところはその会社のほうに確認をさせていただきました。

今回申請している会社の担当の方のご説明によりますと、今回のイベントはプログラミングへの理解を深めることが目的であって、別途行っているプログラミングの教室の宣伝はいたしません、会社の CSR 活動の一環だと考えているというご回答をいただいております。

○小川委員 もう1つ。これはどの範囲で募集をする予定なのかも教えていただければと思います。

○教育総務課長 限定をしているというわけではないんでしょうが、場所も、こちらに書いてあるとおり、教育の森公園に隣接する場所に KPLAB というのをオープンしているということですので、文京区を中心にそういった募集をかけるというところでは聞いております。

○小川委員 これで、教育委員会が後援に入ると、こういうチラシを区立の小学校に自動的に配布することができるようになるんでしょうか。

○教育総務課長 自動的に配布はしませんが、もし、そういったチラシをこの会社がこのイベントについて作成をして、後援をとっているの、学校のほうに周知をしてほしいという要望があった場合には、私どももそれを断るという理由はなくなります。

○清水委員 今の小川委員のご質問と似たところがあります。企業の宣伝はしないということですが、プログラミングの教材といったものを使う。これはこの KPLAB が市販しているものだと思いますが、それを使うことによって、積極的に広告しているわけではないけれども、間接的に、これを買ってみようとか、これはどこで買えるんですかという話にはなりませんか。

○教育総務課長 今、清水委員おっしゃったとおりのことは起こり得るというふうには考えております。

○清水委員 それが問題になるわけではないですか。

○教育総務課長 私どもといたしましては、この間、昨年度、今年度、後援申請がかかった場合には私どもで判断するのではなくてここにかけるということをございますので、かけさせていただいております。ちょっと問題があるというのは、私どもではなかなか判断できませんが、今、清水委員がおっしゃったようなことが起こることは否定できないと判断しております。

○清水委員 問題があるかないか我々が今決めることだろうということですね。わかりました。

○小川委員 今に関連することです。この団体のやられていることが書かれている中に、特にコンピューターの販売とかまでは書いてないですが、実際に販売業みたいなことをされている会社ではあるんでしょうか。

○教育総務課長 私どものほうは、この会社の全部証明書のほうを見させていただきますと、ここに書いてあるとおりということですので、経営コンサルタントの事業云々と書いてある中で、コンピューターの導入コンサルタントとか、コンピューターのプログラム作成の事業とか、コンピューター及び事務機器の販売代理店業というものも、この会社のほうはするということで、23項目という形になろうかと思えます。

○小川委員 もし、その6番目にある「コンピュータ及び事務機器の販売代理店業」というものの中に、この商品が、もし含まれているのだとしたら、よく考えたほうがいいかなとは思いました。

○坪井委員 この業界のことがわからないので、教えていただきたいんですが、KOOVというのがここに出ているプログラムの機材ですよ。Sony Global Education と書いてある。この会社ではなくて、Sony Global Education というところが開発したという意味なんですかね。

○小川委員 KOOV といって、Sony Global Education という会社が開発した商品ではあるんですが、この Sony Global Education だけではなくて、いろんなところで販売はできるはずなんですね。販売代理店みたいな感じで。

○坪井委員 今、文京区でプログラミング教育を始めているじゃないですか。その研究授業に行ったときにもかなり業者さんが実際バックアップしておられましたね。文京区の小学校に入っておられる業者さんの選定というか、どんなところがどのくらいの数、入っているんでしょうか。その辺教えていただけますか。

○教育指導課長 昨年度、湯島小学校が研究発表を行いましたけれども、実際にこの KOOV というのを実は 10 台、湯島小は購入しております、研究発表の中でもそうしたものを使用した授業を公開させていただいているところでございます。

ただ、実績としては、この教材に限って言えば湯島小学校ということになります。

○小川委員 ただ、昨年度、湯島小学校を見学させていただいたときは、KOOV だけじゃなくて、ほかの業者さんも並立して入っているような環境だったというふうに記憶しています。

○坪井委員 どのくらいの教材の数がそもそもあって、その販売代理店がどのくらいあって、学校はどのようなふうに入っているのかというのは、情報としてはないんですか。

○教育指導課長 業者のレベルが、例えばハードの業者もありますし、そうしたパソコン等の IT の支援員の業者もございますし、ソフトの業者もございます。ハードと支援員については、ある程度区で一定しておりますけれども、ソフトについては、それぞれの学校が選定をしております。また、OS、ウインドウズとかそういうもの自体についてくる無料のソフトと、別にならなければいけない

ソフトとございますので、一概に今ここで何社とか、そういった言い方はできませんけれども、この KOOV については湯島小学校、それからセンターでも導入しているという状況でございます。

○教育センター所長 教育センターのほうでも、こちらの KOOV を活用してお子さんたちに教室を年間で何回という形で開かせていただいております。こちらの購入に関しましては、契約の規則にのっとり、実施をしておりますので、業者指定という形で実施をしていると思います。その事業者については、こちらから業者さんが何かあってということではなくて、契約規則にのっとり定めているものですので、納めている業者さんが、恐らく研究発表ということに関してご協力をされているということではいらっしゃるものかと思えます。

○教育総務課長 教育指導課長、教育センター所長がご説明しているとおりでありますが、例えば小川委員おっしゃったようなソフトを開発するというのであれば、ある程度絞りますけれども、販売代理というところまでいってしまうと、相当広がってくるので、実際に販売代理等々、そういった関連も含めてどれぐらいかと言われると、正直、私どものほうもなかなか把握はできていないというのが現状でございます。

○清水委員 この体験会で、文京区が後援することによって企業メリットにつながらないというところがはっきりしているのであれば、後援してもいいんじゃないかなと思います。それを確認してもらおうということが必要ではないでしょうか。

○教育総務課長 狭義の意味と広義の意味があるかと思えます。例えば広義の意味で考えてみますと、清水委員が前段でおっしゃったような、こういうことを契機にして、ご自分がやっている教室がございまして、そういったものが全く影響がないかと言われると、それはちょっと考えづらいついかなというふうには常識的に考えられます。広義の意味で言った場合には、そういったご懸念は出てくるのかなというふうには思えます。

○加藤教育長 どこで線を引くかという話です。多分、その会にそのものを持ってきて販売をすれば、それはもうだめだと思います。ただ、ここで無料でそういったことを体験して、この業者じゃないにしても、それが必要だということで、じゃ、どこかで買った場合、たまたまこの業者さんで買う場合もあるかもしれない。買った場合にそれまでだめとなると、今後の後援名義をどこで線を切るかというところが、ちょっとでもかかわっていたら一切だめですとということにするのかどうなのか。会場で販売するわけじゃないでしょう。

○教育総務課長 販売するわけじゃないです。

○加藤教育長 買える可能性があるというところも見て、だめだとするかどうかなんですね。多分

この商品の販売代理店はここだけじゃなくて、ほかにも何社かあると思いますが、ここで体験して、いいなとなって、何社かある中で自分が欲しいところで買うということも可能なんですか。

○教育総務課長 KOOV の販売代理というのでいうと、ここだけではない、そこまでは把握しております。

○加藤教育長 どこまで狭めるかという話です。

○清水委員 これまでの文京区の後援は随分やってきているわけですが、それがこういう形の場合どうだったか、私、ちょっと覚えがないです。その範囲内でこの程度のものが認められているのであれば、前例に従うということによろしいかなと思います。

○教育総務課長 全部見てきているわけじゃないんですが、私会社が CSR 活動ですという形のもので来た場合に、その内容を吟味して後援をしているのは過去に幾つもございます。

例えば、直接の販売行為ではない、本当に地域の CSR 活動の一環としてやっていますよという場合にも、後援名義はしているところがございます。

ただ、私が記憶しているところで、自分で関連する教室を開いていて、その教室の素材のものがこういった形で出てきて、こういった形態でやるというのは、今まで記憶にはございません。私が記憶している限りでは、こういう状況は今回初めてじゃないかなという気がしています。

○教育推進部長 2年ぐらい前にお寺を活用してプログラミングの教室を無料でデモンストレーションを行うという案件があったと思います。そのとき、やはり営利目的かどうか線が引きづらいねということで、一旦引き取って再審議にかけようとしたら、そのときはその申請したところが、じゃ辞退しますといったような議論で、教育委員会ではっきり否決したわけではないけれどといった例はたしかあったと思います。

○加藤教育長 ほかの例で、確たる話ではないんですが、夏休みとかにそういったいろんな企業がブースをつくって、子どもがそこに体験でいろいろ経験しますみたいのをよくやっています。たしかそういうのも、自治体なり国が後援名義をしているような気はするんですね。もし時間的に間に合うようであれば、今回ここで認める認めないとなると、その後の同じようなものについてもその判断基準でやっていくことになりますので、これに類似するもので、ほかに何かないかを確認した上で、もう一回審議していただくという形でいかがでしょうか。

○坪井委員 2020年3月1日ということは、次の委員会にかけるので、間に合うんですか。

○教育総務課長 次回の教育委員会がたしか3月27日か6日ですね。こちらが2020年の3月から事業を開始するという企画書が上がってきていますので、詳細な日にちまでは書かれていませんが、

第1回目には多分間に合わない日程かなというところは読み取れるかと思います。

○加藤教育長 実際、ほかの事例とか、そういうのがわからないと判断できないということと、今回、認める認めないによって同様の事例が来たときに、扱いが異なるわけにいかないの、これについては、ほかの事例も確認しないとちょっと判断できないのかなという気がします、いかがでしょうか。

そこは相手のほうにも事情もお話して、早急に確認した上で、再度ご検討いただくと。

○坪井委員 この形態だといつもそういう問題が出てきてしまうと思うんです。特に、個人で買う買わないというのもあるでしょうけれども、学校が教材として購入するとなりますと、もっと密で、私たちとしてはナーバスになるわけですね。だけど、KOOVについて親たちも、子どもがどんな教材で学習するのか知りたいという要望はきっとあるだろうとっていて、それを提供する場が学校以外のところで行われるのはプラスなんじゃないかと思うんです。だけど、そこでの購入に際しての公平性が害されるような催しであるとするならば、教育委員会としてはノーと言わなければならぬ。

その辺の問題があるので、KOOVに限らず、これからプログラミング教材を保護者が知っておきたいというニーズはあると思っています。それを今後、区が買うか買わないか、学校が買うか買わないかの公平性を害さないような形の仕組みで CSR として地域活動していただくためには、例えば代理店は全部連名でみんなでやるとか、あるいは Sony Global Education がやるとか、そういう仕組みをつくって本当に先駆的に、どこか抜け駆けで買わせようとするんじゃないんだということが担保されるのであれば、やっていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

業者さんのほうで下心のないことがはっきりわかる企画をぜひつくってきていただきたいという願いをしていただけないですかね。もし、ここへお聞きになるのであれば。

○教育総務課長 それがまさに、今、教育長のほうが申し述べているこちらの決め方だと思います。文京区の教育委員会としてはそういったある一定の明確にわかるような条件を付します、そういった条件にのっとって出してもらおうということであれば、文京区の教育委員会としてこれを出しますという取り組みであればいいんでしょうが、実は私、情報政策課長もやっておりましたので、こういったプログラミングに限らず、ICT を使ったものは日進月歩なので、今はこういった形態ですが、これが2年後、3年後に変わってしまう可能性も非常に多い。携帯電話が、いわゆるガラ系と言われているものが、今こういった iPhone になって、電話じゃなくてまさにコンピューターを持って歩けるような時代になった。デスク型のパソコンが要らない、若者は実際持っていない状況になっ

ていることがあるので、そこまでを、そうしてくださればということじゃなくて、もう決めて、文京区教育委員会という話にしないと、なかなか難しいのかなと、今お話を聞いていて思いました。

○坪井委員　こちら側の委員が懸念しているのは、この会社の販売活動を応援するようなことになってしまうのではないかとということなので、それが明らかでないという形式をとってもらえれば、企画としては通らない企画ではないだろう。そういう工夫を申請のときにしてもらおう。どうなんですか、そういうことぐらいはこちらから言ってもよくないですか。どういう工夫ができるのかは知りませんが、疑念としてはそこが疑念なんですよと。

○加藤教育長　ほかの事例を確認するのとあわせて、向こうも CSR でやっていますので、そうしてくれとは言えないですけど、こういった疑念が声として出ましたというのを伝えることはできますよね。

○坪井委員　こうしたら承認しますとまでは言う必要はないですね。こういう疑念が出ますと。

○加藤教育長　ありましたというところをお伝えする形でよろしいですか。

○教育総務課長　そういう形でお伝えしておきます。

○加藤教育長　この件はよろしいでしょうか。

第10号議案 「公開講座 文京区小学校教員向け「小学校プログラミング教育実技研修」の後援名義の使用承認について

○加藤教育長　続きまして、第10号議案「公開講座 文京区小学校教員向け「小学校プログラミング教育実技研修」の後援名義の使用承認について」、説明をお願いします。

○教育推進部長　ただいま議題となりました第10号議案、「公開講座 文京区小学校教員向け「小学校プログラミング教育実技研修」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、学校法人貞静学園貞静学園短期大学。

代表者は、奥明子でございます。

事業名は、「公開講座 文京区小学校教員向け「小学校プログラミング教育実技研修」。

令和2年8月17日から8月19日までの3日間の開催を予定しております。

実施場所は、貞静学園短期大学でございます。

本事業は、教員が子どもたちに対し、プログラミング的思考力を育成することができるようにな

るとともに、プログラミングを実施する単元をふやせるようになることを目的とするものでございます。

対象は、文京区内の小学校に勤務する教員。

参加費は、1万500円です。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業計画書、3ページに予算書がございます。なお、申請団体の学則及び役員名簿は、要綱第6条第2項により主催者が学校で、その所在等が明らかであるため、省略しております。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 事業予算書のところで、支出の開催日運営管理費が33万ですから、80%ぐらいです。内容がファジーであり、その他の諸経費は何なのかなどしっかり記載していただければと思います。

○加藤教育長 事前に聞いていますか。

○教育総務課長 正直なところ、この部分については、それほど詳細にお聞きしてございません。ただ、この33万の内訳としてチラシとかパンフレットの印刷代がかかるとか、事業をやるので、当然光熱費もかかるし、パソコンとか電話、ファクス等を使うので通信費がかかりますという部分は聞いてございます。それが内訳で幾ら幾らというところまでは聞いてございません。

○加藤教育長 それが前提じゃないとちょっと判断が難しいですか。

○清水委員 大丈夫です。33万ですから、パーセントとしては多いんですが、額としてはそんなに多くはないので、今言ったところでほとんどだと思います。その後の懇親会とかに使うということではないでしょうか。

○加藤教育長 それは念押ししてください。

○清水委員 大丈夫です。

○小川委員 この額はちょっと大きいかなと思うのと、学校の先生に参加費1万5000円というのは結構高額だと思います。でも、テキスト代は3日間で2000円しかかかってなくて、講師の先生も、3日間でお支払いがこれぐらいと思うと、かなり……。例えばTAみたいな感じで、アシスタントがすごくたくさんついていて、手厚い教育を受けてもらえるんだということではないと、ちょっと参加費が高いかなと思います。

例えば、教育委員会で後援しましたといったときに、ほかで先生方が自己研さんするときの費用

は何か補助が出たりとか、そういうことはあるんでしょうか。

○教育指導課長 費用については自己負担になります。

○小川委員 完全に自己負担。

○教育総務課長 受講料につきましては、確かにこの金額はどうなんだろうかということで、私どものほうも、ちょっと確認をさせていただきました。そうしたところ、この内容ではないんですが、ここの学校法人が行っているもので、福祉住環境コーディネーター講座というものがございまして、これは1人2万円で設定して、一応好評であったというお話は聞いております。

○加藤教育長 参加費については、個人で負担するというものですから、その内容に見合うかどうかを本人が判断して、見合えばその参加費で参加するというのが前提だと思いますけれども、こちらで確認しなければいけないのは、1万5000円の部分よりは、この事業の内容が教育委員会として後援するに値するかどうかということと、その事業を行うに当たって必要な経費がちょっと問題があるものがあるかどうか、その2点のほうがどっちかといえば検討すべき内容かなと思います。

○坪井委員 経費に関しては調べていただくということをお願いしたいと思います。

私も、「アンプラグド・プログラミング」とか言われても、それがどんなことなのかがここでは全然わからない。先生たちに、子どもたちの授業をするために教育委員会がこの講座を後援して1万5000円ずつ払って行っているらしいと言いましたということになるわけですね。行ってみたら、学校の現場で全然役に立たない内容だったなんてことになったら、何のための講演会かになっちゃいますよね。私たちは中身がどんどんわからなくなっちゃうと思います。小川委員なんか、おわかりになるなら、こういうのを学習すれば先生方が教育現場で役に立つという、少なくともその保証ぐらいは欲しいなというのがあります。それを要求しても無理になってくるんですかね。何でもいいというわけにもいかないだろうなと。後援するというからには、先生たちは教育委員会が後援したら、きっと役に立つと思うから、身銭切って行くんじゃないかなと思います。

○教育総務課長 考え方としては、確かにこういったものですので、本当に専門的な人でないと。それが今、坪井委員がおっしゃったような形のものかどうかというのはわからないと思います。

一応ここの「小学校プログラミング教育実技研修」の研修の流れという形で研修内容が、1日目、2日目、3日目ということで、全9回にわたってこういった形でやりますよということですので、この資料から言うと、ここで判断をいただくのかなと思っています。

わかるかどうかは別として、もし小川委員のほうがおわかりになれば、かえって私のほうとしても教えていただければなというふうに思っています。

○**教育センター所長** 私どもも、教育課題研修という形で、教員に対してさまざまな課題別の研修を実施してございます。その中でアンプラグド・プログラミングということに関しましては、パソコンを使わずにプログラミングを学ぶという内容でございまして、こちらの視点を入れた研修も実施をしてございます。

また、Scratch といったものの研修も教員のほうに実施してございますので、内容がどういったものかというのは、承知はしてございませんけれども、こちらに書いてあることに関しては、私どものほうでも、教員に対して実施をしており、当然これからのプログラミング教育に資するものだというを考えて、教育課題研修は教育センターでも実施をしているという状況でございます。

○**加藤教育長** アンプラグドと Scratch は、湯島の時にもたしかやってたんですよ。実際の講義の深い内容までは、そこまで確認してというのはなかなかできないですけども、項目としては実際そういう学校で使っていたり、研修の中で取り込んでいたりしていますから、それに沿うものだという事は言えると思います。

○**小川委員** プログラムの内容自体がプログラミングの指導の基礎を教えるということなので、内容に問題があるとは全く思わないんですが、先ほど坪井委員が懸念されていたように、教育委員会が後援するというお墨つきみたいなものが、実際には研修センターとかでもやられているような内容だったときに、わざわざ1万5000円払って内容が変わらないようなものに教育委員会として後援がそこにつくということは、慎重になってもいいのかなと思いました。内容は、スタンダードな内容だとは思いますが。

○**坪井委員** 教育センターでやっていらっしゃる教員向けの研修は、もちろん業務として行かれるわけですよ。

○**教育センター所長** おっしゃるとおり、業務として来ていただくという形になります。

○**坪井委員** それを受けられる教員の数は限られて行くわけですか。

○**教育センター所長** 現時点で、お申し込みが定員を超えているという状況はございません。もちろん限りはありますけれども、制約がある状況では現在はないということです。

○**坪井委員** そうすると、そこで学んでもさらに深く学ぶときにこのお金を出して学ぶという感じになるんですか。

○**教育センター所長** この内容が、私どもが実施しているものとどの程度違うのかというのは、ちょっと把握ができないので何とも言うことはできませんが、私どもとしても教員に必要な資質の研修をさせていただくという活動はしているというところでございます。

○加藤教育長 項目はわかりますけれども、どこまで深めてやるかというのは、これだけではわからないですね。教育センターでやっているの、そちらとかぶるのであれば、教育委員会として後援するのはおかしいという考えもあると思いますけれども。

○坪井委員 不思議な感じがします。

○加藤教育長 それ以外に何か聞いていますか。資料を見る限りではこれ以上のことはわかりませんが。

○教育総務課長 今お話しした以上のものは聞いておりません。

○坪井委員 通常、教員の方たちはいろいろな外部での研修をお受けになると思うんです。それが業務として研修を受ける場合もあるだろうし、みずから進んで民間のそういった研修をお金を出しても受けようとする方もあるんだろうと思うんですが、お金を出してでも受けようとする場合には、業務内での研修の項目がないものだから、そちらで受けるのか。あるいは定員いっぱいだからそちらで受けるのか。教員の方たちは、どういうことでお金を出してまで外の研修を受けていらっしゃるんですかね。

○教育指導課長 いわゆる勤務時間内で研修を受けることが教員の場合認められておまして、その場合、承認研修という形になったり、あるいは出張で行ける場合は研修出張というものがございます。例えば東京都教育委員会が主催をしているとか、東京都教育委員会が後援をしているとか、そういったもので、どこまで認められるかという範囲が変わってまいりますので、さまざまな大学のこういった公開講座のような教員向けの研修は、東京都が後援しているようなケースもございますので、そういった場合には出張費は出なくて、費用も教員個人の負担になりますけれども、勤務の日に支障がなければ、行くことができるいわゆる承認研修として認められることとなります。

プログラミングについては、教育センターのほうでも研修をしていただいていますし、また、ICTの支援員が文京区におりますので、そういった支援員が中心になって、各学校でも行っております。東京都教育委員会が東京都教職員研修センター等でも研修を行っております。内容は、重なり合ったり、どちらのほうが高くとか、そういったことはあると思いますが、日程の問題もあって、こちらの研修を受けたかったけれども、受けられないので、こちらの研修だったら受けられるとか、そういったこともあるので、選択肢が1つ広がるということは言えるのかもしれませんが、内容については、研修の流れを見る限り、恐らく小学校の教員にとって一定の内容だろうと思いますが、テキストまで詳細に見たわけではないので、そこまではちょっとわからないというところがございます。

○加藤教育長 内容的には、一般的にやられている研修と同じで、研修の機会をふやすという意味

では、この日程で行ける方は行く。そのときに後援名義がないと勤務外になりますけど、後援名義があれば、参加費と旅費は出ないけれども、勤務の中で研修の受講という位置づけになって研修の機会がふえるということでもいいんですか。

○教育指導課長 承認研修とできるかどうか、もう一度きちっと規定を確認してみる必要がありますが、教育委員会が後援すると、一定の後押しにはなるかとは思いますが。

○加藤教育長 もしそういうことでできるのであれば、機会をふやすだけで、行きなさいということではないので、同じ研修をやっているその日に行けない方は、ある程度公に認められた研修の機会がふえる。後援したことによってふえるということになる。

○坪井委員 つまり有給休暇をとらなくてもいいということになるということですか。

○加藤教育長 確認は要りますけどということですね。

○坪井委員 そういう意味がある。

○加藤教育長 そこをあえて外すというよりは、本人がそれを選択する機会というのはあってもいいのかなという気はします。

○坪井委員 それは新しい情報でした。そういう形で先生方に資することがあるのであれば。

○加藤教育長 これについては、それを前提にお認めをして、再度そのところは後で確認をした上で、もし違っていればその前提が崩れますから再度判断が必要ということになりますけれども、その前提があるのであれば、お認めするという事によろしいですか。

○坪井委員 さっきの費用もいいんですか。

○清水委員 自分で選んでのことですから。

あと、お支払いして受けたほうが、教育効果が上がるんじゃないかなと。

○坪井委員 自分でお金を払って。

○加藤教育長 そういう前提で、この件についてはお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 ありがとうございます。では、そちらの確認をお願いします。

第 11 号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

○加藤教育長 続きまして、第 11 号議案「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 11 号議案、教育に関する事務の管理及び執行状況

の点検及び評価につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、私のほうから概略をご説明し、後ほど教育総務課長から点検及び評価の詳細についてご説明申し上げたいと存じます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を取りまとめるものでございます。

1 ページをお開きください。

こちらに点検及び評価の実施要領を記載してございます。

令和元年度の点検及び評価ということで、対象となりますのは平成 30 年度中の施策となっております。昨年度に引き続き、文京区教育振興基本計画に位置づけられた 3 つの視点及び 4 つの重点課題に加え、文化財行政、図書館行政の計 9 項目が、点検・評価の対象となっております。

5 ページから 18 ページまでは、3 つの視点の各項目から主要施策を抽出し、それに対応する事業の取組状況、成果・実績等、課題、今後の対応・方向性、学識経験者の意見を踏まえた総合評価をまとめて、表形式で記載しております。

19 ページには、4 つの重点課題についての総合評価を記載しております。

20 ページから 26 ページまでは、学識経験者からいただいたご意見を掲載しております。

ご意見を頂戴した学識経験者は、東京女子体育大学教授の出張吉訓氏、東京大学大学院准教授の北村友人氏のお二方でございます。

27 ページ以降は、参考資料といたしまして、教育目標と平成 30 年度の主要施策を添付してございます。

なお、この点検及び評価の報告書は、教育委員会決定後、区議会へ提出し、公表する予定でございます。

それでは、各項目の点検及び評価のまとめについて教育総務課長からご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育総務課長 それでは、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、ご説明いたします。

本報告書は、教育振興基本計画に基づき実施された主要施策と文化財行政及び図書館行政について、学識経験者の知見を活用しながら、教育委員会で点検・評価を行ったものでございます。

まず、3 ページから 4 ページをご覧ください。

教育振興基本計画の 3 つの視点とその視点に基づく小項目を記載してございます。小項目 1 つに

つき1つの施策を選定し、点検・評価の対象としているところでございます。

また、4ページの中段から重点課題を記載しておりますが、これは計画の期間内に教育委員会が重点的に取り組む課題として各視点に含まれる施策を横断的に整理したものでございます。こちらにつきましても、学識経験者からのご意見をいただき、それを踏まえて総合評価を行っているところでございます。

なお、教育振興基本計画の計画外である文化財と図書館につきましても、項目を設定し、点検・評価を実施しております。

次に、5ページから18ページにわたって個別の評価表を記載しております。本年につきましては、14の施策について評価をいたしました

5ページをお開きください。まず、評価表のつくりについてでございます。上段におきまして、教育振興基本計画の視点と該当する方向性、担当の所管を記載しております。

評価の対象とした平成30年度の諸施策と該当する重点課題、主要施策を推進するための具体的な取組状況及び実績の順に記載をしているところでございます。

評価表の中段以降は、各担当所管による一次評価となるところで、課題と今後の方向性、該当事業の平成30年度予算額と決算額について記載をしているところでございます。

下段の総合評価は各担当所管において学識経験者の意見を踏まえた上で総括的な自己評価を行ったものでございます。

例といたしまして、5ページのシートについてご説明いたします。

視点1「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の(1)「確かな学力の定着」に位置づけられた主要施策でございます。

こちらは、「各種学力調査における文京区の結果を踏まえ、実用英語技能検定を活用し、英語に対する意欲の向上を図る。平成30年度より、新小学校学習指導要領による外国語活動及び外国語科の実施に伴い、小学校において外国人英語指導員（ALT）の配置時数を増やし、これからの国際社会で必要とされるコミュニケーション能力の育成を図る」というものでございます。

総合評価としては「小学校からALTを配置するなど、国際社会で必要とされるコミュニケーション能力の育成に取り組み、小学校と中学校の接続を滑らかにし、中学3年における英検3級程度の実力のある生徒70%を目標に、英語力向上推進事業を推進する。今後は、英語専科教員の増員が難しいため、長時間型のALTの配置により、英語の日常化に向けた活用を検討課題とする」というものでございます。

6 ページ以降同じようなつくりで記載されておりますので、そちらについてはご覧いただければと存じます。

19 ページをお開きください。「重点課題の推進状況に関する総合評価」でございます。

まず、重点課題①「豊富な文化・教育資源を活かした教育活動の展開」につきましては、「区内大学と連携するなどしながら、今日的な教育課題についてさまざまな教育研修を行っており、学識経験者からも高い評価を得ている。今後、働き方改革など社会動向を踏まえながら、教員が参加しやすい研修形態の検討を行っていく。また、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力の育成が行われるよう、本区の豊富な教育資源を活かした研修の充実を引き続き図っていく」というものでございます。

同じく重点課題②は「グローバル社会を見据えた教育」でございます。こちらにつきましては、「外国人英語指導員（ALT）を活用したし指導、実用英語技能検定の活用、英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY）を活用した体験的な活動事業等を通じ、英語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解教育の充実を図った。今後も、幅広い視野をもった国際感覚を育むため、キャリア教育等と結びつけながら、様々な事業で充実した外国語教育を行うとともに、異なる言語、習慣、文化等を尊重して共に生きる心を育成する」というものでございます。

重点課題③は「すべての子どもたちへの適切な教育機会の保障」でございます。こちらにつきましては、「区立中学校「特別支援教室」の開室に向けた準備や、乳幼児から高校生年代までのさまざまな相談や学校支援事業を一本化した総合相談事業などを行った。今後も、子どもたちのニーズに対して一人ひとりきめ細やかに対応できるよう、多様で柔軟な仕組みを備えた教育環境を整備し、すべての子どもたちへの適切な教育機会の保障に努めていくとともに、発達や教育に関する相談・支援の充実を図っていく」というものでございます。

最後に、重点課題④は「教員のサポート体制の充実」でございます。こちらにつきましては、「教員が子どもに向き合う時間を確保し、より質の高い教育を行うため、行政によるサポートが今まで以上に必要とされている。教員の「働き方改革」に資するためにも地域との協働は重要であり、学識経験者が指摘するように地域人材の一層の確保に取り組むため、有償ボランティアの導入なども検討しながら、今後も学校支援地域本部事業の充実に向けていく」というものでございます。

なお、20 ページから 26 ページにつきましては、学識経験者からいただいたご意見を掲載してございます。

また、27 ページから 29 ページまでは、教育委員会の教育目標及び主要施策を掲載しております。

説明は以上でございます。

○加藤教育長 この説明につきまして、疑問なところとか、ご意見とかございますでしょうか。

○清水委員 毎年そうなんです、30年度ですから、随分時間がたっているのかなという気がしないでもないです。実績値というのがありますね。数字が書いてありますけれども、この実績値が実際にどのくらい目標を達成できているのかどうかというのがよくわからないところがあります。先ほどご説明いただいた5ページの中学校第3学年における英検3級程度の実力、これが約60%という実績値ですが、評価において70%を目標にと書いてあります。その辺が何を基準にこの70%なのか、あるいは当初何%を目標にしていたのか。初めから目標値があると、また違うのではないかなと思います。ここに関してはいかがですか。

○教育指導課長 英検3級については、一般的に大体60%というのが目標値と言われております。ただ、文京区の場合、既に達成しておりますので、さらに高いところということで、今70%を目指しているというところで捉えております。

○清水委員 一般的に60%となっているのがよくわからない。皆さんがご存じのことなんですか。

○教育指導課長 だいたいのところでは…。1つそこが目標というふうには言われております。

○清水委員 それだけじゃなくて、その後にもずっと出てきますよね。7ページには製作部数が2万。実際どのくらいを目標にしていたのか。2万というのが十分なのかどうなのか、よくわからないんですが。

○学務課長 全児童・生徒の数字になっておりますので、そのとおりでございます。

○清水委員 2万というのが全児童の数字で、全児童に行き渡ったということなんですね。

これだけじゃなくて、次々そういうのがあるんですけども、1つ1つの目標値というのを実際、学校の先生方がご存じだというなら、それはそれでいいとは思いますが。

○加藤教育長 全児童・生徒だと2万もないから、それプラス関係するところに配布するのを全部積み上げて2万ということでもいいですよ。

○教育総務課長 大変恐縮ではございますが、昨年度も何か答えていると思います。教育の分野については、こういった形のフォーマットでやっておりますが、教育委員会も全庁的なものということで、さまざまなそういった形の事務事業評価を行っておりますので、今、委員のようなご指摘については、そういったところでもしっかりと検証をして、その次に結びつけているというところでございます。

○清水委員 恐縮ですけども、そのときに、そういうのを書きましょうという話はなかったでし

ようか。去年もしそれが出たとしたら。

○教育総務課長 それは個人でやるというのは出なかったです。

○加藤教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

第 12 号議案 文京区指定文化財の指定について

○加藤教育長 続きまして、第 12 号議案「文京区指定文化財の指定について」、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 12 号議案、文京区指定文化財の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案は、文京区文化財保護条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、「木造義山豪栄坐像」を文京区指定文化財に指定することをお諮りするものでございます。

「木造義山豪栄坐像」につきましては、令和元年 7 月に教育委員会から文京区文化財保護審議会に諮問があり、同審議会において、文化財的価値等について詳細な調査と審議を行い、本年 1 月 24 日付で、区指定文化財に指定するよう別紙 1 のとおり建議を受けたものでございます。

それでは、「木造義山豪栄坐像」の概要につきまして、ご説明いたします。1 ページをご覧ください。

指定後の名称及び員数は、「木造義山豪栄坐像」 1 軀です。

所有者は宗教法人心城院で、所在地は文京区湯島三丁目 32 番 4 号です。

指定の理由といたしましては、本像は、心城院の中興と伝わる義山豪栄の 70 歳古稀の寿像です。

僧侶でありながら被布を着し帯刀した俗人の姿をあらわし、また像底に衣の襷と足裏を彫り出すなど、図像的な制約を離れた創意を示すことも特色の 1 つであり、像主の名及びその制作時期が明らかになる点で、近世彫刻史上において貴重であると言えます。

一方、被布は現代では少女の晴れ着ですが、もとは江戸時代後期に始まった男子の上着であり、本像がつくられたころはその流行の初期に当たり、像の表現に当時の風俗が反映されていることも文化史上興味深く、江戸時代肖像彫刻の貴重な遺品であると言えます。

今回指定の告示日は、令和 2 年 2 月 28 日にいたしたく存じます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょう

か。

第13号議案 令和元年度学校保健・学校給食に関する表彰について

○加藤教育長 続きまして、第13号議案「令和元年度学校保健・学校給食に関する表彰について」、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第13号議案、令和元年度学校保健・学校給食に関する表彰につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。1の健康努力児童・生徒表彰候補者ですが、小学校6年生、中学校3年生を対象として、小学校47人、中学校24人の計71人でございます。

表彰審査会を1月23日に開催し、候補者として選定いたしました。

別紙1に学校名、候補者名を記載しております。

次に、2の学校保健優良校表彰でございます。表彰候補校は、小学校2校で、柳町小学校、根津小学校です。中学校は1校で、本郷台中学校でございます。

同じく表彰審査会を1月23日に開催し、候補校として選定いたしました。

裏面をご覧ください。次に3の学校給食優良校表彰です。表彰候補校は、小学校は汐見小学校、中学校は本郷台中学校です。

これも同じく表彰審査会を1月20日に開催し、候補校として選定いたしました。

別紙2から別紙4までは、それぞれの表彰要領等を添付しております。

なお、表彰につきましては、2月26日開催の令和元年度文京区学校保健・給食大会で行う予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 何回か聞いていると思いますけれども、受賞校のほうは、恐らく重なってこないように選定されているように見えるんですね。3カ年に入っていなかったところが入ってくる。何となく持ち回りで表彰されているように見えなくはなくて、実際その学校が表彰されるに足る努力をその年にしたということを何か審査をされているのでしょうか。

○学務課長 当然、その表彰をするに当たっては、その学校が何をやってきたかというものを提出していただいて、この審査会の中で判断をしているということになります。その1年間どういった活動をしていたかを提出していただいて、我々のほうで審査をして決めているということになります。

す。持ち回りと言われたらあれですが、きちんと審査をして対象校を選んでいるというものでございます。

○坪井委員 出してもらうのは、例えば中学校 10 校からみんな出してもらって、その中から選ぶということなんですか。それとも今回はおたくの学校から出してくださいと言って審査するんですか。

○学務課長 基本的には、自分の学校がこういうことをやってきたというのを出すという意味のもとに出していますので、例えば2校出るときもあれば1校のときもあります。そのときやってきた自分たちの中身が、その表彰に値するものだという形で出してくる。他薦ではなくて自薦として出していますので、そのときによって、校数が違うこともございますが、基本的には、その1校だけ出してくださいねというやり方ではやっておりません。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第2 報告事項

(1) 文京区教育委員会教育指針(案)について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は5件あります。

(1)「文京区教育委員会教育指針(案)について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 教育委員会教育指針(案)について報告をさせていただきます。

概要でございますけれども、文京区教育委員会教育指針について、パブリックコメント等で検討を踏まえた案を作成したため、報告をするものでございます。

前回お諮りしたものと、見やすさとかいったことを踏まえて形式とか内容等も若干修正をしておりますので、直った部分を中心にご説明をさせていただきます。

まず別紙1をご覧ください。A4の用紙で、わかりやすさも考慮いたしまして、1「教育指針の位置づけ」と、2「教育指針」について、取り出してこういった形でまとめさせていただいたものでございます。

この「教育指針」につきましては、視点1「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」が、前回視点4だったと思います。これは全てのところ、2、3、4にも関連するものだろうということで、視点1に持ってきたところでございます。

A3の横の「教育指針の体系」をお開きください。先ほどもご説明したとおり、視点1「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」をこちらに持ってきているところでございます。

特に大きく変わったところとしては、視点4「子どもの学びを保障する教育環境」の(5)「学校施設等の整備」の⑥「施設の改築・改修計画に合わせ、その時々保育所待機児童数等の状況を総合的に考慮の上、区立幼稚園の認定こども園化を進めます」ということを入れさせていただいております。

1枚目にお戻りください。3「区民参画について」でございます。

まずパブリックコメントを行いました。実施期間が令和元年12月19日から令和2年1月17日まででございます。

意見提出者数については、17人(団体を含む)でございます。

意見件数は、210件でございます。

主な意見と教育委員会の考え方は、別紙2をお開きいただきます。別紙2にこちらのことをつけさせていただいております。こちらについては、ご確認をいただければと考えております。

1ページ目にお戻りください。次に、ワークショップでございます。東京大学大学院准教授の北村先生に講師としてまず講話をいただきまして、その後に、「子どもたちにつけてもらいたい力」、「子どもたちのより良い学びと育ちのためにしたいこと」をテーマに区民同士で対話を行ったものでございます。

開催日は、令和2年1月16日。

会場は、シルバーホール(文京シビックセンター4階)でございます。

参加人数については、14人でございます。形式といたしましては、この14人を3班に分けて、北村先生のご講演をいただいた後に、このテーマに沿って班ごとにお話をしていただき、班でまとまった考え方みたいなものを発表し、その発表について北村先生からコメントをいただくという形で行ったものでございます。

4「今後のスケジュール」でございます。令和2年2月に議会報告をいたしまして、3月のこの教育委員会で教育委員会決定をしたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 この件について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(2) 老朽校舎の改築について(小日向台町小学校等・千駄木小学校等)

○加藤教育長 続きまして、資料第2号「老朽校舎の改築について(小日向台町小学校等・千駄木小学校等)」について、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料第2号に基づきまして、老朽校舎の改築について、ご報告申し上げます。

1 「改築基本構想検討委員会の設置」でございます。小日向台町小学校及び千駄木小学校等について、地域の特性に応じた学校づくりを推進するため、各校に改築基本構想検討委員会を設置し、改築について検討してまいります。

2 「委員会の検討事項」につきましては、記載のとおりでございます。

3 「委員会の構成員」でございます。

(1) 小日向台町小学校等につきましては、委員長は教育推進部長、委員は教育委員会事務局から4名、区長部局から2名、小学校長と幼稚園長の各1名、次に保護者等からは、小学校PTA、幼稚園PTA、育成室父母会、小学校同窓会から各1名、次に地域からは通学区域内町内会等で6名以内、大塚青少年健全育成会から1名、さらにアドバイザーとして学識経験者1名で、最大21名となります。

(2) 千駄木小学校等につきましては、委員長は教育推進部長、委員は教育委員会事務局から4名、区長部局から2名、小学校長と幼稚園長、また、近隣の文林中学校の校長、各1名ずつ、次に、保護者等からは、小学校PTA、中学校PTA、幼稚園PTA、千駄木小学校育成室父母会、文林中学校育成室父母会、学校運営協議会、学校支援地域本部、小学校同窓会から各1名、次に、地域からは、町会等で10名以内、汐見青少年健全育成会から1名、さらにアドバイザーとして学識経験者1名で最大30名となります。

最後に、4 「今後のスケジュール」でございます。各校とも本年3月から検討を開始し、2カ月に1回程度開催いたします。令和3年3月に報告書の提出を予定しております。

報告は以上です。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 以前いろいろと問題になったことがあって、PTAであるとか地域、保護者の方がこの委員会の構成にたくさん入っていたと思います。それ以外の保護者とか地域の方への説明会みたいなものは予定されているのでしょうか。

○学務課長 今までも改築を行うときには、例えば報告書が終わって、報告書の後に整備方針をつくって保護者の方に説明したりということはしておりますので、これにつきましても、今後もそちらのほうをやっていきたいと思っております。皆様には状況も含めて報告できるようにしたいなと思っております。

○清水委員 報告書は令和3年3月ですけれども、それまではないということですか。

○学務課長 その間の検討している事項についての議事録等の公開はできるようにして、ホームページ等に今までの話の経緯とか、そういったものもきちんと載せていきますので、そういった形で皆様には見せられる形で対応していきたいと思っています。

○清水委員 その辺の経緯はホームページに掲載されていくわけですね。わかりました。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(3) 令和元年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について

○加藤教育長 それでは、資料第3号「令和元年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について」、説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料第3号に基づきまして、令和元年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について、ご説明いたします。

文京区教育研究奨励事業実施要綱に基づきまして、区立幼稚園・小学校・中学校の教職員で優秀な研究成果を上げた者に対して、個人奨励として丹羽教育研究奨励賞、グループ奨励として石黒教育研究奨励賞を授与するものです。本日はが概要のみご紹介いたします。

1の丹羽教育研究奨励賞でございますが、受給者は文京区立小日向台町小学校金井麻衣子主任教諭でございます。研究主題は、資料のとおりでございます。本研究は、昨年度、東京都教員研修生として研究した成果をもとに、体育の学習で児童に運動する楽しさや喜びを味わわせ、自分への期待や自信を持たせることで、主体的に運動に取り組む児童を育成していこうとする実践的な内容となっております。

2の石黒教育研究奨励賞でございますが、受給者は文京区立第九中学校千葉孝充主任教諭他10名のグループでございます。研究主題はそこにあるとおりでございます。本研究は、都立特別支援学校のセンター的機能を活用することで、中学校の特別支援学級の作業学習に焦点を当て、授業改善を行おうというものでございます。2月17日に検証授業及び研究協議会を行い、研究成果を発信していく予定でございます。

ご報告は以上になります。

○加藤教育長 この件について、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) 民間学童クラブ（都型学童クラブ）の開設について

○加藤教育長 続きまして、資料第4号「民間学童クラブ（都型学童クラブ）の開設について」。

○児童青少年課長 それでは、資料第4号に基づきまして、民間学童クラブ（都型学童クラブ）の開設について、ご報告申し上げます。

まず、開設事業者につきましては、株式会社テンドーラビングケアサービス、中央区銀座3-9-19の事業者となっております。

事業計画の概要につきましては、名称はテンドーラビング学童クラブ関口となります。

所在地は文京区関口2-4-11。

建物面積といたしましては、240.69平米となっております。

対象につきましては、小学校の1年生から6年生まで。

定員につきましては、36人の2クラスの72名となっております。

開設日は、令和2年4月1日です。

所在地の詳細につきましては、地図を記載させていただきました。

ご報告は以上です。

○加藤教育長 この件について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

（5）文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会中間のまとめ（案）について

○加藤教育長 続きまして、資料第5号「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会中間のまとめ（案）について」、説明をお願いします。

○真砂中央図書館長 それでは、資料第5号に基づきまして、機能向上委員会の中間報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年1月15日に行われた教育委員会におきまして、その設立について報告をさせていただいたものでございます。

機能向上委員会でございますけれども、過去にも平成20年、平成26年に、このときは名称を図書館サービス検討会と申しておりますが、それぞれ実施されております。

平成26年の機能向上委員会の際には、このときの答申から、貸し出し等につく区民優先制度の導入など検討がなされてまいりました。今回の機能向上委員会につきましては、大きな課題として2点挙げられてございまして、1つは、図書館の機能向上、こういった面での機能向上かといいますと、ICTの活用であるとか、館内の閲覧環境の整備であるといった部分の機能向上。そして、もう1点大きな部分といたしましては、小石川図書館の老朽化に伴う今後のあり方でございます。

1 「委員会の経緯と今後の予定」でございます。平成 30 年 3 月 19 日、こちらの検討委員会に向けた準備検討会が立ち上がりました。令和元年度 6 月 18 日に第 1 回が開催されてございます。7 月 9 日と 29 日の第 2 回、第 3 回におきましては、図書館の機能向上の部分について検討が行われてきて、さらに引き続き、9 月 17 日から 11 月 27 日にかけて小石川図書館についての検討が行われてきたところでございます。11 月 27 日の中間報告書（案）についてという第 6 回、このときには中間報告のもとになる案というのを委員の皆様にご提示いたしまして、その後作成いたしました案を各委員に 12 月中に発送いたしまして、1 月に集約いたしました。それを整えた状態のものを中間報告書として策定することで進めてまいりました。そして、本日 2 月 6 日に教育委員会報告ということになったわけでございます。

今後の予定として、2 月 18 日、3 月に予定してございますが、これは小石川図書館以外の地区館について、今後持ってほしい方向性であるとか機能、そして、これまで ICT であるとか、そういった機能向上以外にも出た新たな課題につきまして、この機会に検討いたしまして、令和 2 年度 5 月に最終報告（案）をまとめて、6 月に教育委員会に報告をしたいという流れで検討しているものでございます。

内容につきましては、後ろについているとおりでございます。

以上でございます。

○加藤教育長 この件について、ご質問等ございますでしょうか。

これは来年度の 5 月に最終報告（案）が出るので、中間ということでこれまでまとめたものです。今回はボリュームもありますので、見ていただいて、何かあればまたご意見をいただければ最終案にはそれを反映できるということで、いいんですね。

○真砂中央図書館長 2 月 18 日にこの機能向上委員会の第 7 回が行われます。この際にも委員の皆様、このような形で中間報告としてできましたということで報告いたしますので、そこでまた意見を受けて最終的な報告（案）を 5 月にと考えております。

○加藤教育長 今ご意見があればいただければと思いますけれども、もうちょっと中身をじっくり読んで、その間にご意見いただければ、反映したものが出せるという形になりますが、いかがでしょうか。

○坪井委員 しっかり読んでないので、もしかしたら議論されているのかもしれませんが、小石川図書館を改築されるということのコンセプトがいろいろ出されています。見学に行った荒川のゆいの森、非常にユニークな図書館だったんですが、そういうのもコンセプトに案としてあるんですか。

○真砂中央図書館長 具体的にゆいの森という特別な館名という形では出てないんですが、例えばこの中で出ております閲覧環境の整備というところで、今まで文京区立図書館は、蔵書、貸し出しというところに重きを置いていましたが、荒川のゆいの森ですと、閲覧環境の整備ということでキャレル席といって、壁のある1人1人の席であるとか、パソコンを持ち込んで、そこで作業してもよいスペースであるとか、そういったものも今後に向けて設置する必要があるのではないかと。そういう図書館の機能についての意見ということでは今回の委員会の中で話が出ていたところでございます。

○加藤教育長 6ページの(2) 閲覧環境の整備というところにまとめられています。

ほかはよろしいですか。何かあれば、真砂中央図書館のほうにご意見をいただければと思います。

3 その他の事項

○加藤教育長 以上で用意した案件は全てですが、「その他」ということで、委員の皆様から何かございますでしょうか。委員の皆様からはよろしいでしょうか。

こちらのほうから。前々回の教育委員会の中で、坪井委員のほうから、校則についてのご質問がありました。どういった校則が文京区にあるのかということと、それ以外のこともいろいろご質問いただいて、改めてその件についてはということにしています。

もう1つ、こういった議論が教育委員会で行われているということを校長会のほうにも知らせしてほしいということがございました。

1点目については、その後、委員の皆さんに校則についてお示しさせていただいておりますので、それを踏まえて、本日ご意見があればいただこうかなと思っております。

2点目の校長会のほうにつきましては、あの子の全体の校長会の中で、私のほうから、教育委員会でこういった議論がされておりますということは伝えております。学校の中でも、再度それについていろんな面から考えてくださいという話はしてあります。

1点目のほうの内容ですが、まず、教育指導課長から説明をさせていただきます。

○教育指導課長 委員の皆様にご意見をいただく前に、少し補足をさせていただきます。

校則については、明確な根拠となるものはございませんけれども、例えば文部科学省のホームページには、「児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる一定の決まりです。校則自体は教育的に意義のあるものですが、その内容・運用は、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展などを踏まえたもの

となるよう、積極的に見直しを行うことが大切です」ということで書かれています。

学校では、生徒や保護者、地域の声を聞きながら、毎年必要に応じて見直しを行っているところです。実際、中学生サミットでも校則の話題が出ておりますが、生徒会が提案をして校則が変わったという報告もされておりました。

また、委員の皆様にご覧いただいた校則は今年度のものですけれども、来年度に向けて見直しをされている学校もあるところでございます。

私からは以上となります。

○加藤教育長 今、補足の説明がありましたけれども、これについて、前々回、坪井委員のご発言がありましたので、発言があればお願いしたいと思います。

○坪井委員 私が発言させていただいたのは、岐阜の中学校で校則について、特に下着の色等々のことについて、人権侵害ではないかということの意見を人権団体がしたというところから出したものでした。文京区の校則がどういうふうになっているかという実情を把握していなかったことに改めて気づいて見せていただいた次第でした。

例えば肌着とか靴下とか、そうしたことについての校則はどの学校もいまだにかなり詳細に決めていたので、私は驚きでありまして、こんな校則がまだ残っているんだと思ったのが正直なところでした。これだけ校則問題が長い間議論されてきた中で、子どもの人権という視点から考えたときに、子どもが自分で選択できるものについて規則で縛るということに果たしてどれだけの意味があるのだろうかという議論をされてきていたはずだと思い込んでいたので、ある意味、昔と同じような校則が残っているということに正直驚いたところがあります。

校則を大きく2つの種別に分けなければいけないと思っています。共同生活を送っていくに当たって、人と人の衝突を避けるために、事故が起きないようにするために、定めなければいけない共同生活のルールはあると思います。授業が平穏に行われるようにとか、給食がみんなに行き渡るようにということのために学校の教師も生徒も協力しなきゃいけない部分はたくさんあると思います。そうした定めが必要なのであれば、それは共同生活を維持するためのルールで、これは学校が一方的につくるものではないと思います。そういうルールの部分があります。

もう1つは、本来自由、何を着るとか髪の毛をどうするか、そういうことに関しては本来人間は自由なはずですが、ただ、そこで制服を決めているという時代にさかのぼって議論し出せば切りがなくなってしまうくらい深い問題があるというのはわかっています。その中でも、こんなことまで指示されなければいけないのだろうか。本来自由なんだけれども、学校生活の中でどうしても何かの

目的のために、ここは規制しなければいけないので理解してくださいねと言わなきゃいけない部分もあります。

校則の中で大きく2つに分けて考えなきゃいけないんだろうと思います。校則の全てがまずいということではないんだけど、本来は自由であるべきものに、学校で規制を加えたいとするのであれば、それは一体何のためなのかということが、先生たちの発案であったり、子どもたちの発案であったり、保護者の発案だったりすると思いますが、関係者皆が了解できるものであってほしいと思うわけです。

そういう意味において、ルールの守らせ方も、廊下を物すごい勢いで走ったりする、それは危険だということで走っちゃいけないよというのは厳しく言わなきゃいけないとわかりますが、ワンポイントの靴下をはいていたことに対して、校則違反だと言って、それで済ませていいのか。それって、本来自由でしょうと。何でワンポイントがいけないのかを本当に納得してないから多分着ているんだと思います。そういうときに、単に校則に定めてあるから規制するという仕方では通用しないんじゃないかなと思っています。

大変なのはわかります。先生たちにとってみれば、校則があるからと言ってしまえば生活が楽、考えなくて済むという部分はあるのかもしれない。それって厳しい言葉で言えば手抜きで、本来自由であるべきものを規制しているからには、きちんとそれに対して抵抗する意見があった場合には、納得できるまできちっと議論しなきゃいけない。意見交換して納得してもらうまでいくべきだろうという類いのことなんじゃないかなと思っています。

そういう意味では、制服を決めることに関して、どういう経緯で制服が決まっているかもいろいろあるだろうと思います。私も高校時代に、自分たちの学校の制服廃止運動をやっていたほうなので、その過程で先生たちと相当議論した上で制服を変えていきました。高校生の場合と中学生の場合は違うのかもしれないし、年齢的にもあるし、資力の違う家庭との間の格差を示さないためとか、いろいろ理由はあるんだろうと思います。制服があったとしても、その下に着る肌着の色まで学校で規制をするということにどれだけの合理性があるんだろうか。

夏服のときに下着の色が見えてしまうというのは、何らかの意味で学校教育にとってマイナスになるのであれば、それがはっきりわかるように、子どもにも保護者にも伝えて了解を得ておくべきだと思います。ワンポイントがいけないとか、くるぶしが見える靴下がいけないのであれば、それはこういう理由だ、安全面のためにこういうことだということがちゃんと伝わる必要があるだろうと思っています。

そういう意味から、もう一回真剣に校則を見直していただきたい。うちの学校はこの校則がどうしてもやっぱり必要なんだという理解を子どもも保護者も教員も持った上での校則をそれぞれの学校が見直しで定めていただきたいと思います。

○加藤教育長 教育委員の方がそれぞれの立場あるいは今までの経験、社会で学んできたこと、そういうことを前提にいろんな考えがあると思います。

きょうは田嶋委員が欠席ですけれども、このことについては、さまざまなご意見をいただきたいということで、事前に田嶋委員のほうに校則の話をするところもあるので、もしご意見があればということでご意見を聞いております。その意見については、そのまま田嶋委員の意見をまずお聞きしたいと思います。

○教育総務課長 そのまま原文どおり読ませていただきます。

学校生活において、ある一定の規則は必要で、校則はあるべきと考えています。今の時代にそぐわないものは合ったものにしていくべきで、生徒の自主性、学校の伝統、卒業生、教職員、地域社会としっかりと議論した上でアップデートされていくものと思います。家庭環境の違いなどがあらわれたりすることもあり、制服も一定の役割があると考えます。

文京区の教員が行き過ぎた生徒指導や校則を指導しているという情報もない中で、現在の制服や校則に問題があるとすれば、学校単位での話し合いのもと、校則について決めていくべきものと考えます。

以上です。

○加藤教育長 まずは、それぞれの委員からご意見をいただきたいと思います。

○小川委員 校則について、坪井委員からご発言があつて、私も実際に手にとって初めて見させていただきました。

文科省にも書かれているように、校則は各学校の責任と判断で決めていくということが明示されています。さっきの田嶋委員のコメントにもあつたように、地域性とか伝統、そこに携わってきた方のこれまでの思いだったり、将来に対する期待みたいなものを込めて、その地域を含めてつくっていくものだなということは改めて認識しました。

校則に対して余り意識がなかったときは、何となくそこにあるものみたいなイメージでしたが、先ほどの中学生サミットでも、校則を変えることをしましたという報告が既にあつたように、これを機に学校や生徒や地域で自分たちの校則を決めていくことができるし、考えていきたいと思いますというふうに声をかけていくことで、さわっちゃいけないものだという雰囲気から、そうじゃなく

て、本当は自分たちでつくり上げていくものなんですよということをみんなで再認識しながら時代に合わせていけばいいのではないかと思います。

○清水委員 私も皆さんとほとんど同じような意見です。先ほどのお話でいうと、既にいろいろな方のご意見を聞いてアップデートしているということで、それはすばらしいことではないかなと思っています。

公立の学校のよさは、多様性であり、自由度が高いというところだと思いますので、その辺からすると、余り校則で縛り過ぎるのはどうなのかなと思うわけです。ただ、それなりの規律は守っていかねばいけないということで、校則がある程度あるということには私も賛成というか、それがあるべきだと思っています。

ただ、その内容がどうであるかということです。校則はやはり、集団の秩序を守るとか、危機回避といったところでも非常に大切ですし、また、平等を守るという意味もあると思います。あとは、衣服の乱れは心の乱れと言うように、そういったところをしっかりと注意することによって、生徒の問題がクローズアップされたり、今は虐待もあるわけですが、それは衣服の乱れから見つかることもありますし、そういったところからすると、何らかの秩序、規則は必要じゃないかなと思います。

下着の色まで決めるというのはもちろんやり過ぎなわけですが、文京区の校則をどうしていくかというのは、これからの問題ではないかなと思います。

どのように校則を決めるかということに関しても、先生が決めるのではなくて、生徒が参加したところで、保護者にも入ってもらう。そういった形で校則をディスカッションしながら決めていくというのがいいと思います。決めた後の運用をどういうふうにしていくか、この校則を破ったらどうなるか、そういったところもまだはっきり決まってないのではないかと思いますので、その辺も話し合っただけで決めていくということではいいのではないかと思います。校則が、規則なんですけど、どのくらいの強制力があるかは何とも言えないところかもしれませんし、その辺を含めてしっかりと決めていく必要があるのではないかなと思っています。

○加藤教育長 前々回に発案していただき、校則も見させていただいて、それぞれの立場からいろいろ考えていただいたことを今お話しいただきました。

これでこの方向にしましょうとか、この件についてはこうなりましたという結論が出る話ではないと思います。少なくとも今のお話を聞く中では、考え方がさまざまありますし、先ほど校長会でもお話をしたという話をしましたが、学校で実際に子どもに接している教員なり、学校で生活している子どもなりが一番影響というか、校則というものについて当事者になっているわけですから、

こういったご意見もあるということをもう一回学校のほうにはフィードバックする。結論がこうだということではなくて、先ほど考えないということが一番よくないという話もあったように、多分理由のあるものとなないものがあると思いますから、そこをもうちょっと掘り下げて考えていただくというのがいいのかなと思っております。

先ほど清水委員のほうから、決めた後の運用という話がありました。決めるのは、ある意味、「エイヤッ」と決められると思いますが、その後、運用するとき、子どもがどう納得して、学校としても規律を持った中でどう運用していけるかというところが非常に大事になると思います。その運用のところまで見据えて、今の校則はどうあるべきかというところを議論しないと、1個1個の校則がいい悪いということではなくて、そこも含めて考えなければいけないかなと思っています。

きょういただいた意見については学校のほうには機会を見てお話ししたいと思います。先ほど教育指導課長のほうから、学校のほうも来年度に向けて校則の見直しをしているということもありますので、そういった情報についても、フィードバックさせていただきながら、最終的に子どもたちにとってどういったものがあるのかを考えていきたいと思っております。

最後になりますけれども、先ほど中学生サミットという話がありました。その中でも、子どもの中には校則があったほうが良いという意見もありました。ないほうが良いという意見もありました。あったほうが良いと言う子どもたちの意見にはそれなりの理由なり、自分の置かれている立場とかいろいろありますので、そういったところも考えながら、繰り返しになりますが、子どもたちにとっていいものになるように検討していきたいと思っています。

きょうはそういう形でよろしいですか。

○坪井委員 1つだけ。子どもたちだけの意見で決めていけば必ず自由になるか、いいものになるかという絶対そうではない。実際そういうことをやった地域があります。生徒会だけで校則を決めていくと、大人が決めていたよりももっともっと詳細に厳しく決めていってしまう。子どもたちが議論をするとそういうふうになってしまった事案があったりする。学校というのは、もちろん地域もあるけれども、教師と子どもと保護者の三者が基本的に学校の当事者なんだという意識を持っていただいて、誰かだけの意見ではない、三者で考えていく。学校運営全てにおいてそうなんだけれども、その発想法を持って校則問題をぜひ考えていただきたいというお願いです。

もう1つは、校則というものと身だしなみという扱いにするもの。ルールと身だしなみとしての合意事項は本来格づけは違うはずなので、そのあたりの分類の整理をぜひしてほしい。身だしなみの中でも、ふだんするときにはもう少しラフでもいいんだけど、式とか、そういうときにはき

ちっとしてねみたいな、TPO に応じたというのもあり得るんだろうと思うので、そういったことも踏まえて、もう少しいろいろな視点から議論いただければと思います。

○加藤教育長　ちなみに、中学生サミットの校則を決めた流れは、子どもだけで決めたのではなくて、まず生徒から意見を聞いて、生徒会がそれを取りまとめて、学校に投げて、学校の教員の中で検討して、やりとりをして変わったということですので、子どもも意外と中学生はしっかり自分のことを考えているなと私は思いました。子どもの意見だけということじゃなくて、そういった段階を踏んで子どもは考えていますので、そこについてはさまざまな角度から検討していきたいと思います。

ほかになければ、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第2回の教育委委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(15 : 59)

令和2年2月6日

議事録署名人

教育長

委員